

年次有給休暇の時効について

Q：私は昨年、年次有給休暇を全く消化しませんでした。去年取得した年次有給休暇を繰り越すことができれば、今年取得分と合算して40日あることになります。年次有給休暇は消化しなければ時効になってしまうと聞いたのですが、先に消化するのは去年のものでしょうか、今年のものでしょうか。

A：労働関係の法律には、年次有給休暇の消化についての規定はありません。労働協約や就業規則に定めがあるか、別に労使間の合意があればそれに従うことになります。ですので、規程によっては今年の年次有給休暇を先に消化していくことは可能になり、使用者側に有利に扱うことができるのです。しかし、従業員の士気低下の可能性もありますし、管理も煩雑になる可能性もあります。具体例で見ておきましょう。
入社6ヶ月後に10日付与
↓ この期間、全く年次有給休暇を取得せず
入社1年6ヶ月後、11日付与（11日＋繰越10日）

↓ この期間（Y）で、「5日間」取得
入社2年6ヶ月後、12日付与（12日＋繰越？日）

<A：年次有給休暇が「繰越分から消化」の場合>
（Y）の期間で消化されるのは入社6ヶ月後（10日）分。よって、入社2年6ヶ月時点において
○入社6ヶ月後（10日－5日＝5日）分は時効により消滅
○入社1年6ヶ月後（11日）分はそのまま繰越。よって、繰越し日数は11日となります。

<B：年次有給休暇が「本年度（新規）付与された分から消化」の場合>
（Y）の期間で消化されるのは入社1年6ヶ月後（11日）分。よって、入社2年6ヶ月後時点において
○入社6ヶ月後（10日）分は時効により消滅
○入社1年6ヶ月後（11日－5日＝6日）分が繰越。よって繰越し日数は6日となります。

交際費と福利厚生費の区分

宮本 佳依

交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のあるもの等に対する接待、供給、慰安、贈答等これらに類する行為の為に支出する費用をいいます。

ただし、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用については交際費等から除かれ、福利厚生費などとされます。社内の行事などに際して支出される金額などで、一定のものは福利厚生費となります。

◆社内行事

社内の行事などに際して支出される金額などで、次のようなものは福利厚生費となります。

- (1) 創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員に概ね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用。ただし、特定の従業員だけに供与する費用は、税務上は原則として交際費等に該当します。
- (2) 従業員や元従業員又はその親族などのお祝いや不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用。例えば、結婚祝、出産祝、香典、病気見舞いなどです。ただし、得意先や仕入先等社外の者へお祝いや不幸などで支出する費用は交際費等に該当します。

◆永年勤続者への表彰

永年勤続者への表彰において、金銭もしくは換金性の高い有価証券、商品券、金貨、旅行クーポン券等の記念品を授与した場合には、給与（賞与）として処理され、これらの授与を受けた永年勤続者は所得税が課税されます。しかしながら、金銭若しくは換金性の高い記念品ではなく、その金額が社会通念上相当であり、概ね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、概ね5年以上の間隔をおく場合には、所得税が課税されず会社の側も福利厚生費で処理をします。なお、上記の旅行クーポン券は、授与後1年以内にその使用を確認している場合には、給与として課税する必要はありません。

◆慰安旅行

慰安旅行が、社会通念上一般的に行われていると認められる範囲であれば、福利厚生費となり、旅行に参加した人について交際費課税や給与課税（源泉徴収）をしなくてもよいことになっています。

福利厚生費として取り扱われるための条件は次のとおりです。

- ①旅行費用の会社負担分が、少額であること。
会社負担分が10万円程度（会社負担分が10万円、従業員負担分がゼロでもOKと考えられます）。
- ②旅行の参加行事が一般的であること
全員参加の行事としてゴルフをする場合は、たとえ1泊2日の格安な社員旅行であっても、一般的とはいえないとされます。そのため、原則として、課税される経済的利益になります。
- ③旅行の期間が4泊5日以内であること。
海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること（機内での寝泊りは1泊として、カウントしません）。
- ④従業員全員を対象とし、旅行に参加した人数が全体の人数の半分以上であること。
工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の半分以上が参加することが必要。
- ⑤自己都合による不参加者に金銭を支給しないこと
ただし、上記すべての条件を満たしている旅行であっても、以下のような旅行は従業員の慰安旅行であると考えられないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などで処理してはいけません。

◆慰安旅行に不参加者がいる場合

会社が行う慰安旅行に行きたがらない方もいます。また、会社の業務上、ある従業員の方には、慰安旅行に参加させずに仕事をしてもらおう場合もあるでしょう。この場合、不参加者に金銭を支給すると給与課税の問題が発生します。

- ①自己都合による不参加者に、金銭を支給
旅行不参加者だけでなく、参加者も含めた全員に、不参加者に支給された金銭相当分の給与課税がかかります。従業員全員が、その行事に参加するか、または、参加しないで金銭支給を受けるかの選択ができるからです。
- ②会社の業務上の都合による不参加者に、金銭を支給
旅行不参加者に、支給された金銭相当分の給与課税がかかります。

“相続登記のやり直してできるの？”

先日、Aさんからこんな相談がありました。

Aさん：一昨年12月に親父が亡くなりました。去年8月のお盆に母や兄弟たちが集まって、親父の財産について遺産分割協議をして、それぞれ相続登記を済ませたのですが、今頃になってどうも兄弟たちには遺産分割の結果についてしっかりしないところがあるようです。この相続登記を部分的にあるいは全部やり直すことはできるでしょうか？

当 方：できる場合があります。

Aさん：どんな場合ですか？

当 方：①まず、お母さんや兄弟たち相続人全員の同意が必要です。そして、遺産分割協議のうちやり直したい部分（全部でもかまいません。）の合意内容について皆に錯誤（思い違い）があったなら、その錯誤を原因として相続による所有権移転登記の抹消登記をします。これで相続登記は抹消されますから、登記簿上、所有権の登記名義は亡くなった親父さん名義に戻り、相続登記がなされていない状態になります。②続いて、相続人全員であらためて遺産分割協議をして、それに基づく相続による所有権移転登記をすることになります。

Aさん：なるほど。相続財産のうちの不動産以外の財産についても、同じように相続のやり直しはできるでしょうか。

当 方：例えば、親父さんの預金債権をまだ銀行から相続により受領していない場合は、理論的には同じですからできます。ただし、既に最初の遺産分割協議に基づいて銀行から親父さんの預金債権の払い戻しを受けている場合は、相続人間で精算するしかありません。なお、これらの相続のやり直しによる税務問題については、必ず税理士さんか税務署に事前に相談されることをおすすめします。

貸倒損失として処理できる場合

春木 円加

2009年、2010年と減少していた倒産件数も、東日本大震災の影響もあって2011年6月には前年同月比1.4%増と2カ月連続で増加しています（「東京商工リサーチ」調べ）。

今回は、法人の金銭債権について貸倒損失として処理できる場合についてご紹介します。

1「金銭債権が切り捨てられた場合」

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられる金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- (1) 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられる金額
- (2) 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられる金額
- (3) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

2「金銭債権の全額が回収不能となった場合」

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

3「一定期間取引停止後弁済がない場合等」

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権（貸付金などは含みません。）について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

- (1) 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき
ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。
- (2) 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

貸倒損失の損金算入時期や担保物についてはそれぞれの場合により異なりますので、ご注意下さい。